

## ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、東日本大震災からの復興を促進することを目的として、医療福祉機器関連産業分野において企業者等が実施する医療機器の製品化、企業技術の高度化を図る事業を支援するため、企業者等に対し福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

### (補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、企業者等が行う別表第1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について補助するものとし、その額は、補助対象経費に別表第3に掲げる補助率を乗じ、予算の範囲内で知事が定める額とする。

### (申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

### (補助金の交付条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表第2に掲げる各経費において、いずれかの20%以内の変更である場合をいう。

### (変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項1号又は2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号を知事に提出しなければならない。

### (遅延等の報告)

第7条 規則第6条第1項第3号に規定する報告は、様式第3号によるものとする。

### (申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、以下の日までにその状況について、様式5号を知事に提出しなければならない。

(1)採択を受けた年度の9月30日まで

(2)その他知事が求めるとき

(完了報告)

第11条 企業者等は、当該補助事業が完了したときは、様式第6号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第7号に必要な応じて次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1)機械、器具及び備品等の整備並びにソフト事業に係るものにあつては、領収書又は支払いを証する書類（写）及び写真

(2)その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第13条 企業者等は、補助事業が完了したときは、速やかに、様式第8号を知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(補助金の取消し)

第14条 知事は、企業者等が次の各号の一に該当するときは、この補助金の全部又は一部を取消することができる。

(1)企業者等が所定の期日に業務を遂行しないとき。

(2)企業者等が所定の期日に明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。

(3) 企業者等が解除を申し出たとき。

(4) 企業者等又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

(5) 企業者等が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（企業者等の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 企業者等が、イからホまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、知事が企業者等に対して当該契約の解除を求め、企業者等がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により補助金の全部又は一部を取消され、知事に損害賠償を及ぼした時は、知事が算定する損害額を企業者等は知事に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による取消しの場合は、この限りではない。

#### （財産の処分の制限）

第15条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品（以下「備品等」という。）とする。

3 企業者等は、補助事業により備品等を取得し、又は備品等の効用が増加したときは、様式第9号を記帳整理し、これを保管しなければならない。

4 企業者等は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

5 企業者等は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第 10 号を知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に入収入があったときは、当該企業者等に対し、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納入させることがある。

(会計帳簿の整備等)

第 16 条 企業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第 17 条 企業者等は、規則第 4 条第 1 項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 企業者等は、規則第 13 条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 企業者等は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第 11 号を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(実施結果の事業化及び報告)

第 19 条 企業者等は、補助事業の成果の事業化に努力しなければならない。

2 企業者等は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、補助事業実施年度を含む）の事業化状況について、様式第 12 号を知事に提出しなければならない。

- 3 企業者等は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第20条 企業者等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第2項の事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(成果の発表等)

第21条 知事は、補助事業が完了したときは、企業者等にその成果を発表させることができる。

- 2 知事は、企業者等に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法(昭和34年法律第121号)第64条の規定に基づく出願公開後に行うものである。

(収益納付)

第22条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した企業者等が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めるときは企業者等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(書類の提出)

第23条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正副1部とする。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1

## 補助対象事業

企業区分	事業区分
県内企業	医療福祉機器の製品開発（実証試験を含む）事業
県外企業	医療福祉機器の製品開発（実証試験を含む）事業で、当該事業の開発（改良を含む）に県内企業が関わる事業

別表第2

## 補助対象経費

経費区分	内 容
1 謝金	補助事業を行うために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 なお、諸謝金の単価は、企業の規定によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。
2 旅費	補助事業を遂行するために必要とした旅費、滞在費及び交通費等であって、旅費規程等により算定された経費
3 事務経費	補助事業を行うために直接必要な以下の経費 1) 通信・運搬経費 2) 印刷製本費 3) 使用料及び賃借料 4) 補助事業に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費（実施場所、装置ごとに専用のメーターが装備されている場合のみ対象とします。） 5) 知的財産権の先行調査および権利取得等に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く） 6) 国内外展示会出展等経費 7) 薬事申請等関連経費
4 消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費等
5 機械装置費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
6 外注費	補助事業を実施するために必要な外注や各種試験等に要する経費（ソフトウェアを含む）
7 直接人件費	補助事業に直接従事した福島県内で雇用している者の人件費
8 委託費	補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発等に必要経

	<p>費 (拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費は対象外)</p> <p>なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産等の秘密保持、委託成果品の帰属等について規定すること。</p> <p>委託先において、委託費で購入または発生した財産は、知的財産権を除いて委託者の所有となる。</p>
9 その他	その他知事が認めるもの

注 1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 対象となる開発プロジェクトの終了後、当該開発プロジェクトに係る事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (3) 使用実績の把握が困難な材料等

別表第 3 補 助 率

企業区分		補助率	
		単独	産学連携または医療機関連携
県内企業	中小企業等	2 / 3	3 / 4
	大企業	1 / 2	2 / 3
県外企業		1 / 4	1 / 2

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金  
交 付 申 請 書

平成 年度において、下記のとおりふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条の規定により、補助金を交付して下さるよう申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 事業着手及び完了予定日

交 付 決 定 日 ～ 年 月 日

3 補助事業の内容等

様式第1-1 ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金概要書

様式第1-2 ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金詳細説明書

様式第1-3 ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金収支明細書

様式第1-4 申請企業の概要

4 添付書類

申請者の企業パンフレット 1部

申請者の法人定款の写し 1部

直近2期の決算書の写し 1部



補助率			
県内中小企業 / 県内大企業 / 県外企業			
単独 / 産学連携又は医療機関連携			
1/4	1/2	2/3	3/4

## ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金概要書

全体で 4 ページ以内 としてください。  
(別紙を除く)

平成2 年〇月〇日

1. 計画名

2. 申請者 ※詳細は、様式第1-4に記載。

住所: 〒
名称:
代表者役職・氏名:
Tel: _____ Fax: _____
E-mail: _____
-----
連絡担当者所属役職・氏名:
Tel: _____ Fax: _____
E-mail: _____

2. 1 県内事業所(申請者が県外企業で県内に事業所がある場合)

住所: 〒
名称:
連絡担当者所属役職・氏名:
Tel: _____ Fax: _____
E-mail: _____

2. 2 受託予定県内企業(申請者が県外企業で、本事業に関わる県内企業を記載)(複数可)

住所: 〒
名称:
代表者役職・氏名: _____ 印
Tel: _____ Fax: _____
E-mail: _____
-----
連絡担当者所属役職・氏名:
Tel: _____ Fax: _____
E-mail: _____

3. 研究開発等の内容

<イメージ図>

<p>現状</p> <hr/> <p>現状医療福祉機器の 挿し絵</p>	<p>➔</p>	<p>開発・改良</p> <hr/> <p>本計画による開発・改良 医療福祉機器の挿し絵</p>
医療福祉現場の課題		目標
・○○○○○○○○○		・○○○○○○○○○
・○○○○○○○○○		・○○○○○○○○○
<説明文> (全角200文字以内)		

<研究期間及び終了時の目標> (全角200文字以内)

- ・全研究期間終了時(平成〇〇年度)における目標
- ・当該年度研究期間終了時における目標
- ・販売開始予定時期

4. 医療福祉機器の種類(該当するものに○をつける)

製品区分	医療機器      福祉機器
用途区分	予防・検診、診断、治療、リハビリ、在宅、介助・補助      その他
使用現場	在宅、診療所、地域中核病院、高機能病院、介護施設、その他
(以下、医療機器のみ記載)	
薬事法上のクラス分類	I          II          III          IV
薬事統計上の番号及び名称	番号 _____ 名称 _____
薬事申請のイメージ	新医療機器      改良医療機器      後発医療機器

5. 提案経費総額(税抜額) (単位:千円)

	○年度	○年度	○年度	○年度	合計
①					
②					
③					

- ①: 本事業における事業総経費総額(税抜額)
- ②: ①のうち補助対象経費額(税抜額)
- ③: ②に補助率を乗じた額(税抜額)

6. 連携・委託先の役割

(連携・委託先がある場合(2. 2で記載した企業を含む)について概要を記入し、詳細は、様式1-2 ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金詳細説明書に記載してください。)

連携・委託先名称	連携・委託内容

## 7. 福島県の復興に対する寄与

※ 本事業は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの福島県の復興を大きな目的とし、福島県の医療福祉機器関連産業の集積を更に促進し、雇用の確保を目指す事業です。

この目的達成のために、申請事業がどのように寄与するのか、その成果や事業化を踏まえた上でできる限り定量的に記載してください。

## 8. 関連事業調査

※ 当該研究開発計画と直接関係する研究開発または研究施設整備を、他の国・地方自治体等のプロジェクトにおいて実施したことがある場合は、事業名、実施主体、実施年度、研究開発段階等を記載してください。

例：「地域新成長産業創出促進事業」(経産省)(平成21年度)(基礎研究段階)

なお、同一テーマの重複支援を排除する観点から、類似の研究開発を実施した場合(もしくは申請中、申請予定の場合)には、【別紙】「類似計画等状況説明書」に記載してください。当該説明書は1類似計画ごとに作成してください。

【別紙】

## 類似計画等状況説明書

事業名称	例：〇〇事業
事業主体 (関係省庁等)	例：〇〇経済産業局(経済産業省)
テーマ名	
総括研究 代表者	
研究開発等 実施者	
提案額	円
研究期間	例：平成〇年〇月～平成〇年〇月
研究開発内容	
その他	

## ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金詳細説明書

全体で 10 ページ以内 としてください。

計画名	
①医療福祉現場の課題等研究開発の背景	
②本事業期間の詳細な研究開発計画、及び各年度ごとの計画と目標(薬事申請計画等も含む)	
③医療福祉現場で期待される波及効果	
④本事業終了後の実用化計画	
	<p>実用化までのステップ及びそのスケジュール、実用化の体制図(イメージ図)を記載</p>
⑥専門用語等の解説	

# 研究開発スケジュール平成〇〇～〇〇年度

計画名 \_\_\_\_\_

【番号】実施内容	実施者 (実施場所)	実施時期											
		平成〇年度				平成〇年度				平成〇年度			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
【1】〇〇〇〇〇		□	□	□	□								
【1-1】▽▽▽▽▽													
【2】xxxxx		〇	〇	〇	〇								

様式第1-3

ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金収支明細書

計画名			
事業期間	年度	～	年度
		当該年度	年度

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	調達先等 (金額の内訳)
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額		
計		

注 「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

(支出の部)

(単位：円)

区 分	経費全体額 (A)	補助対象経 費 (Aのうち、 補助対象外の 経費を除いた 額 (B))	補助金申請 額	明 細
1 謝金				
2 旅費				
3 事務経費				
4 消耗品費				
5 機械装置費				
6 外注費				
7 直接人件費				
8 委託費				
9 その他				
小計				
消費税及び地方消費税				
年度合計				

※「年度合計」以外は、税抜き額で積算して下さい。

※「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として必ず記載してください（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください）。

※記載年度に発生する支出について記載してください。

### 申請企業の概要

企 業 名		連絡先	Tel : Fax :	
本社所在地	〒	代 表 者 役職・氏名		
主な事業所 とその所在 都道府県名称		主な出資者 (出資比率)	【 】	
資 本 金	百万円		【 】	
従業員数 (うち研究員数)	人 ( 人)		【 】	
設 立 年 月 日	年 月 日	主な事業 の業種名		
過去3年官公庁 共同研究経験	件	主な製品・ サービス等		
参加団体				
過去3年間 参加研究会				

財務状況(直近2期分の実績を記載)

(単位:百万円)

	/	/
① 売上高 (当期収入合計額)		
② 経常利益 (当期収入合計額-当期支出合計額)		
③ 当期純利益		
減価償却費		
繰越利益 (次期繰越し収支差額)		
研究開発費		



番 号  
年 月 日

福島県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け福島県指令産第 号で交付決定のあった上記事業の計画  
を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第  
号の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容	理由及び、補助対象事業に及ぼす影響

- 注1 変更の内容及び理由は、変更点ごとにできる限り詳細に記入してください。（補助事業の追加による変更の場合は、第1号様式に準じた事業計画書を添付してください）
- 2 経費の配分の変更を行う場合は、変更事業計画書（任意様式）を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とします。

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

ふ く し ま 医 療 福 祉 機 器 開 発 事 業 費 補 助 金  
事 故 報 告 書

平成 年度ふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業について、下記のとおり事故がありましたので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号  
平成 年 月 日付福島県指令産第 号
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の完了予定等

備考 1 事故の理由を立証する書類を添付してください。

番 号  
年 月 日

福島県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名 印

ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金  
概 算 払 請 求 書  
平成 年 月 日付け福島県指令産第 号で交付決定のあったふくしま医療  
福祉機器開発事業費補助事業費補助金について、金 円を概算払により交付してくださ  
るよう請求します。

記

補助金交付決定額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A - B - C）	円

振込先 金融機関  
口座種別  
口座番号  
口座名義人

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

ふ く し ま 医 療 福 祉 機 器 開 発 事 業 費 補 助 金  
実 施 状 況 報 告 書

平成 年度ふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業について、福島県補助金等の交付等に関する規則第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 補助事業のテーマ
- 3 補助事業の遂行状況  
別紙のとおり

様式第5号の別紙

補助事業の遂行状況

(1) 事業の遂行状況

※事業の経過及び今後の見通しについて記載すること。

(2) 予算の遂行状況

(単位：円)

区 分	経費全体額 (A)	補助対象経 費 (Aのうち、 補助対象外の 経費を除いた 額 (B))	補助金 支出済額 (B)の経費 の内既に支出 済みの額 (c)	(C) / (B) × 100	明 細
1 謝金					
2 旅費					
3 事務経費					
4 消耗品費					
5 機械装置費					
6 外注費					
7 直接人件費					
8 委託費					
9 その他					
小計					
消費税及び 地方消費税					
年度合計					

※「年度合計」以外は、税抜き額で積算して下さい。

※「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として必ず記載してください（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください）。

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名 印

ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金  
事業完了報告書  
平成 年度ふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業について、下記のとおり完了した  
ので報告します。

記

交付決定年月日	年 月 日付け 福島県指令産第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

ふ く し ま 医 療 福 祉 機 器 開 発 事 業 費 補 助 金  
事 業 実 績 報 告 書

平成 年度において、下記のとおりふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、関係書類を添え、その実績を報告します。

記

- |                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 1 補助金交付決定額        | 金 | 円 |
| 2 補助金実績額          | 金 | 円 |
| 3 補助事業の成果         |   |   |
| （1）補助事業の成果報告書     |   |   |
| 別紙1のとおり           |   |   |
| （2）資金調達内訳及び経費の配分表 |   |   |
| 別紙2のとおり           |   |   |

注 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、次の算式を明記すること。

補助金所要金額 － 消費税及び地方消費税仕入控除金額 ＝ 補助金実績額

## 成 果 報 告 書

1 補助事業のテーマ

2 申請者名

3 補助事業期間

着手 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日

4 補助対象事業の結果

(1)	実施内容と実績の説明  ※申請事業計画書の「事業内容」に対応させて、経過、実施結果等を説明してください。	
(2)	事業化に向けた計画  ※補助対象事業により開発した成果の事業化（売り先・量産化体制等）の計画について説明してください。	

注1 適宜、参考となる資料を添付してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とします。



## 資金調達内訳及び経費の配分表

計画名			
事業期間	年度	～	年度
		当該年度	年度

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	調達先等 (金額の内訳)
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額		
計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	経費全体額 (A)		補助対象経費 ((A)のうち、 補助対象外の 経費を除いた 額 (B))		補助金 額		明 細
	交付 決定額	決算額	交付 決定額	決算額	交付 決定額	決算額	
1 謝金							
2 旅費							
3 事務経費							
4 原材料費							
5 機械装置費							
6 工具器具費							
7 外注加工費							
8 直接人件費							
9 委託費							
10 その他							
小計							
消費税及び 地方消費税							
年度合計							

※「年度合計」以外は、税抜き額で積算して下さい。

※「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として必ず記載してください（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください）。

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名 印

ふ く し ま 医 療 福 祉 機 器 開 発 事 業 費 補 助 金  
交 付 請 求 書

平成 年 月 日付け福島県指令産第 号で交付決定のあったふくしま医療  
福祉機器開発事業費補助事業補助金について、金 円を交付して下さるよう請求  
します。

記

交付決定額	円
額の確定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

振込先 金融機関  
口座種別  
口座番号  
口座名義人

取得財産等管理台帳（ 年度）兼  
取得財産等明細表

財産名	規格	単位	数量	単価 (円)	金額(円)	取得 年月日	耐用 年数	処分 制限 期間	保管 場所	備考

- 注1 この様式は、取得財産等管理台帳と取得財産等明細書を兼ねるものとします。
- 2 財産名については、機械、器具、その他の備品、書籍・資料、事務用品、その他の物件のいずれかを記載してください。
- 3 数量については、同一規格であれば一括して記載して差し支えないが、単価が異なる場合には区別して記載してください。
- 4 取得年月日については、検収年月日を記載してください。
- 5 耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を記載してください。
- 6 処分制限期間については、うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト事業化支援事業「産学連携型」事業補助金交付要綱第15条第1項に定める期間を記載してください。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とします。

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名 印

### 取得財産処分承認申請書

平成 年度ふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業により取得した財産を下記により処分したいので、ふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業費助金交付要綱第15条第5項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 品目
  
- 2 取得価格及び時価
  
- 3 取得年月日
  
- 4 処分の方法
  
- 5 処分の理由
  
- 6 処分予定価格

備考 添付書類は、別に指示します。

番 号  
年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
名 称  
代表者名 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

ふくしま医療福祉機器開発事業費補助事業費助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定した額＝特に通知がない場合は、実績報告の額）            | 円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額            | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

- 注 1 別紙として積算の内訳を添付してください。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額とはなりませんので注意してください。

平成 年 月 日

福島県知事

住所  
申請者  
氏名 印

平成 年度ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金  
事業化状況報告書  
年 月 日付け福島県指令産第 号で交付決定のあった上記事業に  
おける平成 年度の事業化状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業化状況

平成 年度事業状況報告書（補助年度 年度）

（単位：円）

補助事業テーマ	補助金確定額	補助事業に係る本年度収益額	控除額	本年度までの補助事業に係る支出額	基準納付額	前年度までの補助事業に係る県への累積納付額	本年度納付額	産業財産権等に関する届出	新事業進出に関する報告

（注意事項）

- 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の成果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
- 「控除額」とは、補助事業に要する経費のうち中小企業者等が自己負担によって出した額の5分の1をいう。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。
- 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付額及び財産処分に伴う納入額の合計額をいう。
- 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付

額となる。

- 7 「産業財産権等に関する届出」には、取得した産業財産権等の種類、題目及び提出、取得年月日を記載すること。また、取得した産業財産権の譲渡等があった場合には、その旨も記載すること。
- 8 「新事業進出に関する報告」には、補助事業の成果に関連して新事業への進出等を行った場合、その事業名等を記載すること。
- 9 その他、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。